○中国地方整備局告示第百八十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十八日　中国地方整備局長　福田　功

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号

(三) 道路の区域

区間	変更前	変更後
宇部市大字船木字実本三七一八番二から同市大字船木字西ヶ原二〇二三番三まで	敷地の幅員	延長
	九・六〇～三二・〇〇メートル	〇・三五三キロメートル
	九・八〇～四一・八〇メートル	〇・三五三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百九十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十八日　中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	宇部市大字船木字実本三七一八番二から同市大字船木字実本三七一三番まで	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年十二月二十九日

○九州地方整備局告示第百五十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十八日　九州地方整備局長　岡本　博

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百十号

(三) 道路の区域

区間	変更前	変更後
由布市湯布院町川北字大熊野一五八五番一二から同市湯布院町川北字大熊野一五八五番一まで	敷地の幅員	延長
	二〇・二〇～二四・〇〇メートル	〇・〇五七キロメートル
	一六・二〇～二四・〇〇メートル	〇・〇五七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百五十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十八日　九州地方整備局長　岡本　博

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二十五号	南九州市川辺町田部田字高次六二一三番一から同市川辺町平山字立石三四四一番まで	九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年十二月二十八日

○九州地方整備局告示第百五十五号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月二十八日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十八日　九州地方整備局長　岡本　博

(一) 路線名　九州横断自動車道　延岡線

(二) 道路の区域

区間	変更前	変更後
熊本県上益城郡益城町大字小池字塚田二九四九番一から同郡御船町大字高木字上前田五一五五番二まで	敷地の幅員	延長
	三七・七〇～四四・八〇メートル	六六・六〇～七〇・一九メートル
	七〇・〇〇～七〇・一九メートル	〇〇・七六七キロメートル
熊本県上益城郡御船町大字上野字矢建坂四四一〇番一から同町大字上野字髙平四六二四番一まで	敷地の幅員	延長
	二二・九〇～二二・九〇メートル	一九五・二〇〇メートル
	二二・九〇～一九五・二〇〇メートル	〇・七二〇キロメートル
熊本県上益城郡山都町北中島字面田一五〇四番四から同町北中島字冷水一〇六九番二まで	敷地の幅員	延長
	一三・七〇～一三・七〇メートル	〇・六二七キロメートル
	一三・七〇～一二六・七二メートル	〇・六二七キロメートル
熊本県上益城郡山都町北中島字古皿木二四九四番八から同町北中島字境ノ谷二七一〇番四まで	敷地の幅員	延長
	二〇・〇〇～二九・六六メートル	八九・一〇〇メートル
	二九・六六～一一六・四六メートル	〇・七九四キロメートル

(三) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

○北海道開発局告示第百六十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十八日　北海道開発局長　高松　泰

一(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五号

(三) 道路の区域

区間	変更前	変更後
北海道茅部郡森町赤井川一四四番四地先から同町赤井川二二番一六まで	敷地の幅員	延長
	二一・九九～二六・〇〇メートル	一・二八五キロメートル
	二二・〇〇～四九・九〇メートル	一・二八五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

二(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五号

(三) 道路の区域

区間	変更前	変更後
北海道余市郡仁木町北町九丁目五番地先から同町北町一〇丁目一番まで	敷地の幅員	延長
	一五・八〇～三八・六〇メートル	〇・〇四三キロメートル
	一五・八〇～三八・六〇メートル	〇・〇四三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

三(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百三十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前	変更後
石狩市厚田区安瀬一三番六地内	敷地の幅員	延長
	二七・三〇～二七・六〇メートル	〇・〇一六キロメートル
	三〇・四〇～五二・〇〇メートル	〇・〇一六キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部